

別記様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 29 年 12 月 26 日

更新日 令和 5 年 6 月 22 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒521-0311）^{シ ガ ケ ン マ イ バ ラ シ イ ブ キ}滋賀県 米原市 伊吹^{バ ン チ}1760番地

名称（フリガナ）：^{イ ブ キ}伊吹 ^{セ イ サ ン ク ミ ア イ}そば 生産 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：組合長 山崎 茂

ウェブサイトのアドレス：なし

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類農産物類

区分に属する農林水産物等：穀物類（そば）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{イ ブ キ}伊吹 ^{イ ブ キ ザ イ ラ イ}そば、伊吹 在来 そば、Ibuki Soba、Ibuki Zairaisoba

4 明細書の変更

生産者団体「伊吹そば生産組合」（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合は、構成員に対し、明細書に記載された生産地、生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を周知し、必要に応じて指導する。

①品種

組合は、別に定める「伊吹そば種子管理規定」に基づき在来種（伊吹そば）を一元的に管理し、生産者からの申込みを受けて在来種（伊吹そば）を配布し、その配布の状況を記録簿（種子配布記録）に記載し、保存する。

②栽培の方法

生産者は、生産開始前に生産計画を、また、出荷前に生産日誌を組合に提出する。

③出荷規格及び最終製品の形態

組合は、収穫、乾燥、調整の後に袋詰めされた玄そばから抽出し、直径 4.5mm の丸目ふるいを用いて歩留まりを確認することによる出荷規格及び最終製品の確認結果を記録簿（出荷記録）に記載し、保存する。

（2）臨時の調査

明細書に記載された生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、組合は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

（3）手順の妥当性を見直す機会

組合は、年に1回以上、生産者を集めた総会又は講習会を開催し、上記（１）の手順の妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことが確認された場合には、当該生産者に対し警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、組合は、当該生産者を除名することができるものとする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「伊吹そば」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「そば」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GI マークを使用する場合は、地理的表示である「伊吹そば」と併せて使用すること。
- (3) GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、組合は当該生産者を除名することができるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6及び8に関して、「伊吹そば」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領別紙様式により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「伊吹そば」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況等が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

[REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]
 [REDACTED]